



(4)木造住宅除却支援事業補助金

木造住宅の除却費用の一部を市が補助するものです。事業着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅 ②耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅又は簡易耐震診断の結果、評点の合計が 7 点以下の住宅 ③居住誘導区域又は地域コミュニティゾーン内にある木造住宅 ④主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外 ⑤併用住宅は過半以上が居住部分である住宅 ⑥過去に耐震改修工事を行っていない住宅
対象事業	次のア又はイの事業 ア 対象者が所有する対象住宅であって、現に居住の用に供しているものの除却工事を実施し、建替え又は耐震性のある市内の住宅等に住替えを行う事業 イ 対象者が所有し、又は所有することが確実と見込まれる対象住宅であって、過去に居住の用に供していたものの除却工事を実施し、建替えにより自らが居住する住宅を建築する事業 ※施工業者は、新潟県内に事業所、支店又は営業所を有する法人または個人事業主であって次のいずれかの者に限ります。 ・建築業法にて「建築工事一式」または「解体工事」の許可を受けた者。 ・設工事に係る資材の再資源化等に関する法律にて「解体工事業者」として登録された者。 ※住宅の全部を除却する工事が対象です。一部を残して除却する場合対象になりません。
補助金額	除却工事に要する費用の 23% (上限 30 万円)
受付期間	令和 7 年 4 月 14 日 (月) から令和 7 年 11 月 21 日 (金) まで ※令和 7 年 12 月 5 日 (金) までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062